

諫早労働基準監督署発表  
令和7年10月1日(水)

【照会先】

諫早労働基準監督署  
署長 佐々木 博史  
○監督課長 永田 利一  
電話 0957-26-3310

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～伐木作業における災害防止措置を講じていなかった疑い～

諫早労働基準監督署(署長 佐々木 博史)は、本日、社会福祉法人あゆみ会ほか2名を、労働安全衛生法違反の疑いで長崎地方検察庁に書類送検しました。

### 1 被疑者

【事件の概要】

令和7年3月21日、東彼杵郡東彼杵町蕪郷の社会福祉施設グラウンド整備予定地において、高さ14.75メートルの立木を伐倒する際、伐倒木と激突することによる災害を防止する措置が講じられていなかった疑い。

(1) 社会福祉法人あゆみ会

所在地：長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷

事業内容：社会福祉施設（障害者就労継続支援事業）

(2) 前理事長A

(3) 支援員B

### 2 違反条文

(1) 被疑者社会福祉法人あゆみ会、被疑者Aともに労働安全衛生法違反

同法第21条第1項(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生規則第484条第1項(保護帽の着用)

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

(2) 被疑者社会福祉法人あゆみ会、被疑者Bともに労働安全衛生法違反

同法第21条第1項(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生規則第481条第2項(立入禁止)

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

### 3 災害の概要

令和7年3月21日、Aが所有する社会福祉施設のグラウンド整備予定地において、高さ14.75メートルの立木を伐倒する作業を支援員Bと施設利用者の合計9名で行っていたところ、伐倒する立木に<sup>くく</sup>括りつけられたロープを引っ張っていた施設利用者1名が、伐倒した木と激突して、死亡するという災害が発生しました。

### 4 被疑内容

労働安全衛生法では、事業者に対して伐木作業に従事する労働者に保護帽を着用させることを義務付けていますが、Aは作業に従事していた9名に保護帽を着用させることなく伐木作業を行わせた疑いがあるものです。

また、同法では、労働者に伐木作業を行わせる際には、伐倒木が激突する危険を防止するため、伐木しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に、他の労働者を立ち入らせることを禁じていますが、Bはこのような立入禁止措置を講じなかった疑いがあるものです。

### 5 その他

令和2年から令和6年までの5年間に、立木等と激突した休業4日以上<sup>（注）</sup>の労働災害は、長崎県内では12件（うち死亡1件）、全国では1,371件（うち死亡94件）発生しています。

諫早労働基準監督署では、臨検監督をはじめ、労働災害防止団体との合同パトロール、集団指導等のあらゆる機会を通じて労働災害防止のための取組を行っているところですが、法違反により死亡等の重篤な災害が発生させた事業場に対しては、今後も司法処分を含め厳正に対処する方針です。

## 労働安全衛生法

### 第二十一条

事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(第2項 略)

### 第百十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

(第2号から第4号 略)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## 労働安全衛生規則

### 第四百八十一条 (立入禁止)

(第1項 略)

2 事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、作業に従事する他の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

(第3項 略)

### 第四百八十四条 (保護帽の着用)

事業者は、造林等の作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

(第2項 略)